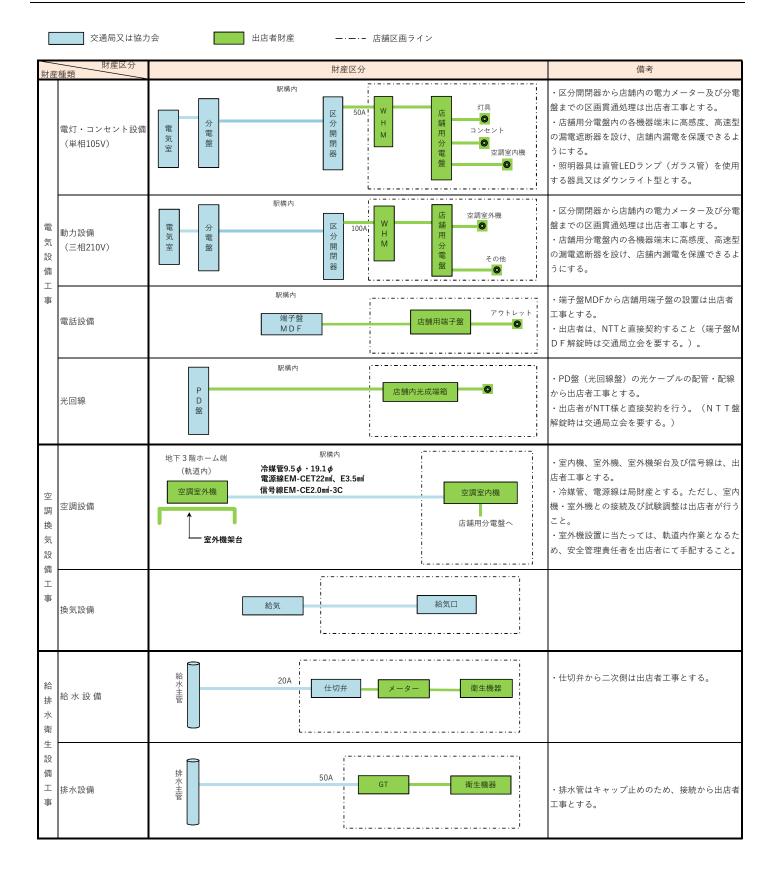


都営新宿線 市ヶ谷駅 店舗財産区分表

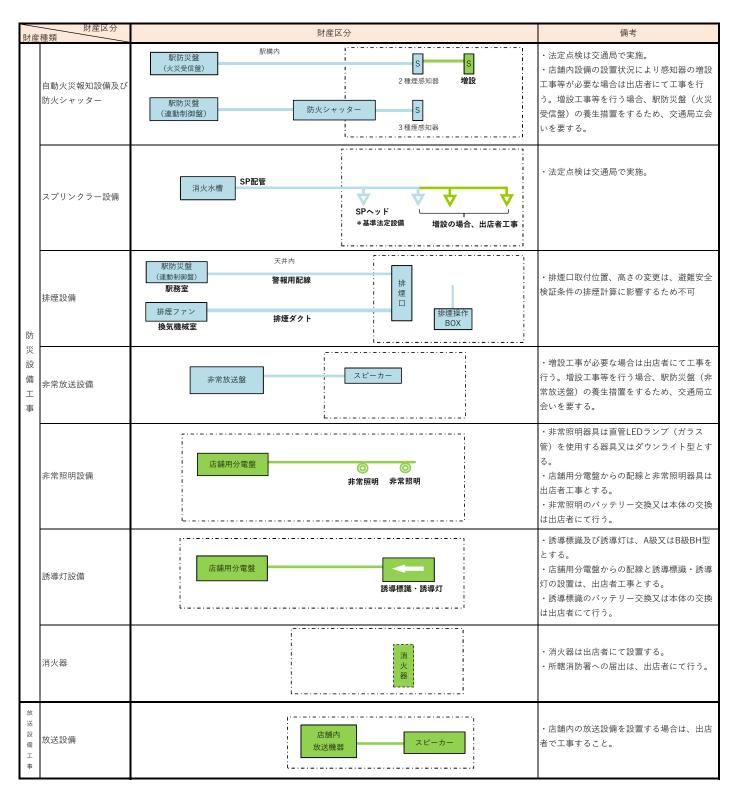


都営新宿線 市ヶ谷駅 店舗財産区分表

交通局又は協力会

出店者財産

-·-·- 店舗区画ライン



都営新宿線 市ヶ谷駅 店舗維持管理区分表

設備項目		交通局又は 協力会	出店者 (保守メンテを含む)	備考	
建築設備	防火区画のシャッター	0	_	法定点検含む。	
	ガラスサッシ、自動ドア、扉	_	0		
	店舗内装・店舗サイン・看板等	_	0	出店者による店舗改装を含む。	
	店舗外装仕上げ	_	0		
什器	店舗用什器設備一式	_	0		
	店舗区分開閉器までの配線	0	_		
	店舗区分開閉器二次側から店舗配線まで	_	0	店舗用分電盤を含む。	
電気設備	店内照明器具	_	0	照明器具交換含む。	
	メーター器交換	_	0	1回/10年(計量法による)メーター交換含む。	
通信設備	端子盤MDF以降店舗用端子盤IDF (電話) までの配線	_	0	利用開始に当たっては出店者がNTTと直接契約	
	店舗用端子盤IDF以降店内配線器具取付	_	0	※端子盤MDF解錠の際には、交通局立会いを要する。	
	光回線盤から店舗内光成端箱まで の配線・配管	_	0	利用開始に当たっては出店者がNTTと直接契約。 ※端子盤PD解錠の際には交通局立会いを要する。	
	仕切弁までの給水管	0	_		
	仕切弁から先の給水管・衛生器具	_	0	点検及び清掃含む。床上配管とする。	
給排水 設備	メーター器交換	_	0	1回/8年(計量法による)出店者にて交換含む。	
pa vio	店舗区画までの排水管	0	_		
	GT含めた店舗内排水管・衛生器具	_	0	点検及び清掃含む。床上配管とする。	
換気設備	給気設備(店舗内給気口含む)	0	_		
	冷媒配管·電源線	0	_		
空調設備	信号線・室外機架台	_	0		
	室内機・室外機	_	0	清掃、フィルター及びガス充填含む。	
防災設備	自動火災報知機(煙感知器)	0	_		
	スプリンクラー設置(配管・ヘッド等)	0	_	法定検査を含む。検査時に店舗内立ち入り有。 法定検査(1年に2回)を含む維持管理(非常照明・誘導 灯のパッテリー交換含む。)	
	排煙設備	0	_		
	非常放送設備	0	_		
	非常照明設備	_	0		
	誘導灯設備	_	0	「消防用設備等点検結果報告書」の所轄消防への提出 (3年に1回)	
	店舗内消火器	_	0	※交通局に上記図書(消防の受理印有)の写しを提出する こと。	
放送設備	店舗内放送設備	_	0		
その他及び不明事項		_	_	その都度協議により決定	

都営新宿線 市ヶ谷駅 店舗設備諸元表

項目		条 件			
面積		79.52 m²			
	道路管理者	都道第一建設事務所	道路管理者への申請は(一財)東京都営交通協力会が行う。		
注待	建築	千代田区役所	用途変更が生じる場合は要協議。		
法律	消防	麹町消防署	防火対象物工事等計画届出書、防火対象物使用開始届 防火管理者選任届、消防計画などを事業者が提出。		
	保健所	千代田保健所	業態・商材により要協議		
建築		防火区画既設	防火シャッター、壁		
	三相 (210V)	36kVA以内	動力設備		
電気	単相 (105V)	5 kVA以内	電灯設備 照明器具は直管LEDランプ(ガラス管)を使用する器具又はダウンライト型とする。		
通信	電話・光	_	必要回線は出店者側で用意		
給排水	給水	20A	仕切弁バルブ止め		
和护小	排水	50A	キャップ止め		
換気・空調	空調設備	冷媒管 9.5ϕ 、 19.1ϕ 連絡線 EM-CE $2.0-30$ 電源線 EM-CET22mm	C		
	給気	既設			
自動火災報知設備		既設			
スプリンクラー設備		既設			
排煙設備		既設			
非常放送		既設			
非常照明 誘導灯等		[非常照明器具] 直 [誘導標識及び誘導灯]	・ 管LEDランプ(ガラス管)を使用する器具又はダウンライト型] A級又はB級BH型		
放送設備		_			

[※]上記以外に行政指導等により必要とされる基準等への適合(手続き含む)及び設備は設置すること。

都営交通沿線地域活性化型店舗の運営及びコーディネート業務に関する協定書について

1. 協定期間

協定書締結日から4年間とし、その後の取扱いは、別途、事業者と交通局が協議の上決定します。

2. 都営交通コラボレーション商品に関すること

(1) コーディネート業務に係る費用負担

沿線企業等による都営交通をテーマにしたコラボレーション商品(以下「コラボ商品」 という。)の販売は、都営交通オリジナルショップ(仮称)(以下「本ショップ」という。) の趣旨である沿線地域の活性化を促進する上で重要です。

このため、コラボ商品の企画開発に向けた連携調整に要する諸経費(コーディネート料)について、交通局が定める年間限度額の範囲内で事業者に対し、費用を負担いたします。

① 負担金限度額

年間 6,600,000 円 (税込)

ただし、コーディネート業務に係る費用負担は令和5年度からとします。

なお、負担金限度額以上の事業者独自のコラボ商品の製作販売活動を妨げるものでは ありません。

② 費用負担の対象

成功報酬ではなく、連携先の調査・資料作成費、通信連絡費・交通費、人件費など、<u>コ</u>ラボ商品の企画開発に向けた連携調整に要する諸経費を負担の対象とします。

コラボ商品製作から販売に係る費用については、負担の対象外とします

③ 支払方法

当局による履行確認(連携先との打合せやコラボ商品開発の進捗等、活動の実績に関する交通局への報告)を完了した後、事業者からの請求に基づき負担金を支払います。

(2) コラボ商品の製作に当たっての条件等

① 販売目標額

コラボ商品の販売額は、年間 36,000,000 円(税込)を目指すこととしてください。

② コラボ商品製作における留意事項

ア 特定の地域や特定の路線・事業に著しく偏らないこと

イ 公序良俗、一般的な倫理観、消費者保護並びに児童及び青少年保護の観点から不適 切なイメージにつながらないものであること

ウ 公共交通機関にふさわしくないイメージにつながらないこと

- エ 東京都又は都営交通の業務に支障又は不利益を及ぼすイメージに繋がらないこと
- オ 権利関係において係争中又はそのおそれのあるものを使用したイメージにつながら ないこと

(3) コラボ商品製作に伴う許諾料

事業者は、都営交通の所有する車両もしくは駅の意匠、名称、写真等(以下「本件資料」という。)を使用して製作及び販売が可能な沿線企業等(以下「沿線企業等」という。)の選定及び調整をするとともに、本ショップでコラボ商品の販売をしていただきます。また、コラボ商品の製作及び販売にあたって、事業者は交通局へ申請及び許諾料の支払いをしていただきます。

なお、製作したコラボ商品は本ショップでの販売に限りますが、<u>沿線企業等が本ショップ以外でコラボ商品を販売する場合は、別途、交通局との間において、「商品許諾に関する</u>契約書」を締結していただきますので、ご留意願います。

① 許諾料等

許諾料は、「製作個数 × <u>許諾料単価(商品販売価格×5%)</u>により算出した額に消費税及び地方消費税を加算した額|とします。

ただし、いかなる場合でも既納の許諾料は返還致しません。

② 資料の提供等

- ア 商品製作のために必要な本件資料については、無償で貸与します。
- イ 事業者は、提供を受けた本件資料について、商品製作が終了した場合、又は返却日 が到来した場合は、直ちに本件資料を交通局に返還していただきます。
- ウ 事業者は、本件資料を本商品の製作以外の目的に使用し、又は第三者に貸与し、も しくは使用させることはできません。
- エ <u>コラボ商品のパッケージには、「東京都交通局商品化許諾済」の文言を表記</u>していた だきます。

③ 有効期間

協定書の期間に準じることとします。

4) 商品確認等

コラボ商品の完成前に、事業者はコラボ商品及びパッケージを交通局に提出し、商品 内容について交通局に確認を得る必要があります。

⑤ 権利の帰属

コラボ商品に生じる権利は、全て事業者に帰属します。ただし、コラボ商品の二次利用については、双方協議の上、別途決定します。

⑥ 商品の販売促進等

本ショップでのコラボ商品の販売促進、広報、PR等については、事業者の企画立案 を踏まえ、<u>交通局及び事業者が連携して実施</u>することとします。<u>また、本件に係る都営</u> 交通の広告媒体を活用した広報において、その経費の一部を事業者が負担することとし、

詳細は交通局と協議の上、決定します。

なお、事業者が自主的に販売促進等の取組をすることについて妨げるものではありません。

3. 都営交通に関する情報発信に関すること

交通局が都営交通の情報発信を行うスペース(以下「都交スペース」という。)を用いて、都営交通の情報発信や都営交通グッズの販売等を行います。事業者は、都交スペースの陳列や商品・販促物・広報誌等の管理業務を行います。<u>都営交通グッズを販売する場合は、別途、</u>販売手数料を交通局から事業者へ支払うものとします。

[都営交通グッズの販売委託内容]

① 委託内容の範囲

- ア販売する商品の品目は、交通局から事業者へ別途通知します。
- イ 事業者は、交通局の指定する価格にて商品を販売することとします。
- ウ 販売に要する費用は、全て事業者の負担としますが、商品の広告、宣伝及び装飾に 要する費用の負担は、その都度、双方協議の上決定します。

② 商品の納品

- ア 交通局は、事業者に対して、あらかじめ委託販売に必要な商品を事業者の請求する 数量に応じて納品します。
- イ 事業者は、販売に必要な商品を受領した際は、交通局に対して受領の報告を行い、 商品を販売することします。
- ウ 委託販売に係る商品が不足する際は、事業者は交通局に対して在庫数を報告してください。事業者は常に在庫を確保できるよう、本報告を怠らないようにしてください。 交通局が本報告を受けた場合、その都度、交通局から事業者へ商品を納品します。

③ 販売報告

事業者は、当月分の商品の販売数、売上金額、在庫数等について、翌月、交通局に報告することとします。

④ 販売手数料

販売手数料は、4月から9月末まで、及び10月から3月末までの、それぞれの<u>総売上</u>金額(消費税及び地方消費税を含む。)の10%とします。

⑤ 販売代金の納入方法等

- ア 事業者は、4月から9月末まで、及び10月から3月末までの売上金額(消費税及び 地方消費税を含む。)を取りまとめ、販売代金を交通局に支払うこととします。
- イ 交通局は、事業者からの販売報告を基に、売上金額から販売手数料を差し引いた額 を、請求書により事業者に請求することとします。

⑥ 事故の報告及び処理

- ア 事業者は、保管中の商品について、紛失、盗難、損傷その他事故が発生した場合に は、直ちにその状況を交通局に報告するとともに、交通局の指示に従ってください。
- イ 紛失による損害については、事業者が商品の定価の 100%の額を負担します。また、 盗難による損害については、事業者が商品の定価から販売手数料を差し引いた額の 100%を負担します。ただし、事業者の責めによらない場合はこの限りではありません。
- ウ 事業者は、交通局から受領した商品等に不良品が発見された場合、速やかに交通局 に連絡するとともに、その商品を返却することとします。
- エ 交通局は、前項の連絡を受けた際に、事業者に対して当該商品等の交換を行います。 ただし、交換するべき商品等の在庫が不足している場合は、委託数量の訂正手続き等 を行うこととします。

4. 店舗の営業全般に関すること

(1) 店舗の営業に関する業務委託契約

協定書締結後、事業者と協力会との間で「店舗の営業に関する業務委託契約書」を締結 していただきます。本契約は、協力会が交通局から行政財産使用の許可を得て行う店舗の 営業に関する業務を、専門的なノウハウを持てる立場で受託するものとなります。

① 契約期間

協定書の期間に準じることとします。

② 施設使用料等

事業者は、協力会に対し、以下に掲げる料金を支払うこととします。

施設使用料	月額 175,000 円 (税抜) 年額 2,100,000 円 (税抜) ・店舗工事開始日から営業開始前日までの施設使用料は、上記金額の 25%とし、算定は日割計算とします。 ・営業開始日が月の途中の場合、その月の算定は日割計算とします。
道路占用料	・支払開始時期は、店舗工事開始日を起算日とします。 [初年度]年度末までの道路占用料を日割し、一括払い [2年目以降]年度ごとに協力会の請求に基づき道路占用料を支払い <参照>2022年度道路占用料 店舗:年額40,800円/㎡ *条例等の改正により金額が変わる場合があります。
水道光熱費	・実使用量に基づき、お支払いいただきます。

③ 保証金

協力会との業務委託契約の締結後、施設使用料(税抜)の3ヶ月分を保証金として納めていただきます。

原則として、契約期間が満了し、原状回復工事完了後、事業者の不履行と相殺して返還

しますが、不足額がある場合は不足分を請求させていただきます。なお、返還に際し利子は付しません。ただし、契約期間途中での事業者の都合による契約解除の場合は、保証金を返還致しません。

(2) 営業条件

- ① 事業者は、店舗を法令に違反する用、公序良俗に反する用又は受託業務以外の用に供することはできません。
- ② 営業は事業者が自ら行うものとし、店舗そのものを第三者に転貸することはできません。
- ③ 酒類の販売は可能ですが、その場では飲めないような販売方法を行っていただきます。
- ④ 店内外は禁煙とします。
- ⑤ 火気を使用する設備の設置、ガス及び油を使用することはできません。
- ⑥ 強い臭気を出す店舗は設置できません。
- (7) 事業者は、店舗区画以外の場所を使用することはできません。
- ⑧ 営業に関して許認可を必要とする業種(保健所等)については、事業者の責任において関係行政機関へ協議及び申請手続きを行ってください。また、店舗オープンまでに許認可関係の書類の写しを協力会に提出していただきます。
- ⑨ 営業時間は、午前6時から午後11時までの間で設定してください。営業時間及び休業日を変更する場合(年末年始含む)は、協力会と協議することとします。
- ⑩ ゴミの回収については、ゴミ回収業者と直接契約を結んでいただきます。 なお、清掃・メンテナンス等は、駅の営業時間内(始発から終電まで)に行ってください。
- ① 搬入は、別途テナント管理規則に定める時間及びルートを厳守してください。 なお、搬入に伴う駐車場は、事業者で用意してください。
- ② 事業者は、店舗の壁面等に第三者の広告を掲示することはできません。
- ③ 事業者は、交通局、協力会、行政担当者による店舗内への立入のほか、消防監査、安全 巡回、消防訓練等にも協力することとします。
- (4) 防虫・防鼠対策については、定期的に実施することとします。

(3) 鉄道事業の優先

- ① 交通局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検、サービス向上のための工事、駅躯体の漏水工事又はこれらに伴う停電・断水作業に、事業者は協力することとします(保守点検に伴う駅停電は、月1~2回程度。)。
- ② 鉄道施設の改修及び維持のため、店舗及び店舗の設備を移設又は撤去する必要が生じた場合は、交通局及び協力会の指示に従うこととします。
- ③ 店舗出店場所が、交通局の事業上必要となる場合は、協力会は事業者との業務委託契約を解除し、使用財産を交通局に返還します。

- ④ 上記①、②及び③に伴い、事業者財産物の移設・撤去・復旧等が発生した場合でも、これに要する費用は事業者が負担することとします。
- ⑤ 鉄道施設及び設備の新増設や支障物移設等の工事が発生する場合は、別途費用をご負担いただく場合があります。

(4) PASMO (パスモ) 電子マネー対応

事業者には、PASMO電子マネーを利用できる環境をご用意いただきます。

① 原則、交通局とPASMO電子マネーにおける加盟店契約を締結していただき、所定 の加盟店手数料をご負担いただきます。

なお、加盟店とは、電子マネーを利用できるように読取端末機器などを設置し、交通 局と加盟店契約を結んだ店舗のことをいいます。

- ② 事業者は、電子マネー端末機器をご用意いただくとともに、端末設置にかかる費用及び通信費を負担していただきます。
- ③ 電子マネーによる取扱品目は、有価証券(金券等)を除く全ての販売商品を対象としていただきます。
- ④ PASMO電子マネーの保守・トラブル対応等に関しては、事業者側で加盟店契約先、 読取端末機器を購入した会社等と調整を行い、対応していただきます。

5. その他ショップ運営全般に関すること

(1) 損害賠償及び補償

① 店舗出店の辞退

事業者決定後(決定通知送達後)の出店辞退は、原則としてできません。万一、事業者の都合により出店を辞退した場合及び本要項第5の3により出店を取り消された場合、協力会はその時点により以下の金額を事業者に請求します。

- ・ 店舗等の設計協議開始前に辞退等した場合 店舗施設使用料(月額・税込)に3を乗じた額
- ・ 店舗等の設計協議開始後から設計終了日前に辞退等した場合 店舗施設使用料(月額・税込)に辞退申出までの月数(1月未満は1に繰上)に3を 加えた数を乗じた額

ただし、協力会が道路占用許可を受けた後の場合は、道路占用料も加えた額

②店舗出店後の場合

- ア 事業者は、財産の使用に当たり交通局や協力会又は第三者に損害を与えたときは、 すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならないこととします。
- イ 事業者決定後、鉄道工事の遅れに伴い、店舗の開店が遅れた場合、交通局及び協力 会は一切の補償をしません。また、駅構内において、停電・断水などの設備停止を伴う 工事や事故が発生し、事業者に損害が生じた場合、交通局及び協力会は一切の補償を

しません。

- ウ 各種の許認可手続など交通局及び協力会以外の第三者により出店が不可能となった 場合であっても、交通局及び協力会は事業者に一切の補償をしません。
- エ 事業者は、コラボ商品について、第三者から権利侵害の意義申立てがなされた場合は、すべてその責任と負担において処理解決に当たり、交通局は一切その責任を負わないものとします。この場合において、交通局に損害が生じたときは、事業者はその損害を賠償しなければなりません。
- オ 事業者は、コラボ商品の製作に当たって提供を受けた資料等を紛失し、又は棄損した場合は、その損害を交通局に賠償しなければなりません。
- カ 退店時の事業者財産物の撤去は事業者負担にて原状に回復することを原則とし、そ の方法については、事業者は交通局及び協力会と協議することとします。

なお、原状回復に係る期間の店舗施設使用料の減額は行いません。

(2) その他の費用

鉄道施設及び設備の新増設や支障物移設等の工事が発生する場合は、別途費用をご負担いただくことがあります。

(3) 延滞金

事業者は、「2の(3)① コラボ商品の許諾料」、「3の(1)⑤ 都営交通グッズの販売代金」、「4の(1)② 施設使用料等」ほか、交通局及び協力会に対する一切の金銭債務について、その支払期限までに支払を怠ったときは、支払期限の翌日から年 14.6%の割合による延滞金を支払うこととします。年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日とします。

(4) 免責事項

- ① 火災、盗難、ストライキその他交通局及び協力会の責に帰すことができない事由による事業者の損害については、交通局及び協力会は責めを負わず、事業者は交通局及び協力会に対して金銭その他の請求はしないものとします。
- ② 天災地変等不可抗力の事由による場合並びに交通局及び協力会が行う工事の施工、検 査、また鉄道事業に基づく停電等によって事業者が損害を被ることがあっても、交通局 及び協力会は何ら責めを負わないものとします。

なお、営業開始後に計画された交通局及び協力会が行う工事の施工、検査等について は、事前に事業者に通知するものとします。

(5) 本協定書等の解除

交通局は、事業者が以下の事項に該当する行為をしたときは、本協定書及びこれにかかる契約書(以下「本協定書等」という。)について解除することができるものとします。ま

た、これにより損害が生じたときは、交通局は事業者に対し、その賠償を請求することが できるものとします。

- ① 自ら振り出し、又は裏書きした手形若しくは小切手が不渡処分を受けたとき
- ② 公租公課の滞納処分を受けたとき
- ③ 自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等強制執行を受けたとき
- ④ 破産申立て、民事再生手続の申立て若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受けたとき
- ⑤ 監督官庁からの営業取消又は営業停止の処分を受けたとき
- ⑥ 本協定書等の記載事項に違反し、又は重大な背信行為があったとき

(6) 借地借家法上の適用除外

事業者は、本件業務委託が借地借家法の適用を受けるものでないことを確認し、同法に 基づく権利の主張又は異議を申し立てないものとします。

(7) 東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱に基づく再委託の禁止

事業者は、東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱(以下「措置要綱」という。)第3条に基づく排除措置を受けた者又は措置要綱第4条に基づく排除要請者に再委託してはなりません。

(8) 不当介入に対する通報報告

暴力団等から不当介入を受けた場合(再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。)は、措置要綱に基づき、交通局への報告及び警視庁所轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこととします。

(9) 秘密保持

事業者は、本業務に基づき知り得た他の当事者の情報を漏らしてはなりません。ただし、 以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ① 秘密情報であることが明示されずに開示されたもの
- ② 開示時点で公知であるもの又は開示後に秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」という。)の責によらず公知となったもの
- ③ 開示の前後を問わず、第三者から秘密保持義務を負うことなく、受領者が正当に保有したもの
- ④ 開示された秘密情報によらず受領者が独自に知り得たと証明できるもの
- ⑤ 開示後、秘密情報から除外することを相手方が承諾したもの

(10)新型コロナウイルス感染症への対応

事業者は、業務の履行に当たり、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に努めてくだ

さい。また、本協定書等を締結後に新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、事業者からの申出を踏まえ、交通局及び事業者間で協議の上、 適切に対応することとします。

(11)環境により良い自動車利用

本協定書等の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守していただきます。

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- ③ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(12)疑義の決定等

本協定書等の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又は本協定書等に定めのない事項については、交通局及び事業者が協議の上、別途決定することとします。